

決 定 書

審査申立人（略）

異議申出人から令和8年2月18日付けで提起された同月8日執行の大阪府知事選挙（以下「本件選挙」という。）の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人は、本件選挙の効力を無効とする決定を求めて、当委員会に対し異議の申出をしたものである。

その理由等を要約すれば、次のとおりである。

当時の現職大阪府知事（以下、「当時の知事」という。）は、将来の退職日を定めることなく辞意を表明したにすぎず、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第145条の要件を満たしていない。したがって、選挙事由が発生しておらず、本件選挙は前提を欠いたものである。本件選挙の告示日に立候補に伴い自動失職の扱いがされたとしても、前提となる瑕疵が治癒されるものではないため、本件選挙は無効である。

決 定 の 理 由

異議申出人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和27年12月4日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和29年9月24日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

- 1 公選法第114条の規定により、都道府県の選挙管理委員会は、地方公共団体の議会の議長から地方公共団体の長の退職の申立てがあつたことにつき、同法第111条第1項第4号の規定による通知を受けた場合は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。
- 2 本件選挙において、令和8年1月16日付で大阪府議会議長（以下「議長」という。）が当時の知事から退職届（以下「本件退職届」という。）を受けたこと、議長が同日付け

で公選法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による通知（以下「当該通知」という。）を发出したこと及び当委員会が同日付けで当該通知を受け、同月 22 日に選挙の期日を告示し、同年 2 月 8 日に本件選挙を執行したことは、当委員会に顕著な事実である。また、本件退職届及び当該通知には当時の知事の退職日に関する記載はなされていない。

当該通知には退職日を記載することは要件とされていないことからすると、当委員会が議長から当該通知を受け、本件選挙を執行したことに選挙の規定に違反する点は認められない。

また、異議申出人は本件退職届が自治法第 145 条の要件を満たしていない旨主張するが、自治法は地方公共団体の長の任期中の退職を原則として自由としており（最高裁判所第二小法廷昭和 39 年（行ツ）39 号判決）、当時の知事の退職の意思表示を無効とするべき特段の事情もうかがわれないことからすると、当該通知の効力は生じているというべきであって、異議申出人の主張は失当である。

以上のとおり、異議申出人の主張は、理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 4 月 8 日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第 203 条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。